

令和 8 年 8 月 20 日

榛東村議会議長 善養寺 孝 様

請願者

住 所

氏 名

紹介議員

氏 名

榛東村議会本会議及び委員会の ライブ配信・録画配信の早期実現を求める請願書

1 請願事項

主権者である村民が、榛東村議会で何が議論され、どのような過程を経て意思決定が行われているのかを、その時々を知ることのできる議会とするため、次の事項を求めます。

1. 榛東村議会本会議について、インターネットによるライブ配信を早急に実施してください。
2. 本会議終了後も村民がいつでも視聴できるよう、録画した動画を継続して公開してください。
3. 常任委員会、議会運営委員会その他公開可能な委員会についても、ライブ配信及び録画配信を実施してください。
4. 動画配信によって審議内容を十分に理解できるよう、本会議で審議される議案書その他公開可能な資料について、原則として本会議開催時までにはホームページ等で閲覧できるようにしてください。
5. 村がすでに有する情報通信環境、機器及び公式動画配信の仕組み等を活用するとともに、必要な規則等を整備し、実施可能な方法から速やかに動画配信を開始してください。

2 請願の趣旨・理由

議会の議論を「その時」に村民が知るために

私たち村民は、選挙によって村長と議員をそれぞれ直接選び、村長には村政に提案し議決されたものを執行することを、議員には村民の代表として、村政に関する重要な問題について、議論し、議決することを託しています。議会では、村長をはじめとする執行部と議員との間で、村民の暮らしに関わるさまざまな問題について質疑や議論が行われ、村政の重要な意思決定がなされています。

そのため、議会で誰が何を問い、村長や執行部は何と答え、どのような議論を経て結論に至ったのかを、主権者であり、納税の義務を負う村民が知らなくてはいけません。しかし、現在、榛東村議会の本会議を、村民が自宅等からリアルタイムで見えることはできません。議会だよりや会議録が数か月後にホームペ



ージ等で公開されますが、議会だよりはおおむね2か月後、会議録はおおむね3か月後となり、議会で行われた議論を村民が知るまでには相当の時間を要します。

村政にとって3か月という期間は決して短いものではありません。議会だよりが届いても「ああそうかい」という感じしかありません。なぜなら、その間にも、議決された事業や制度は実施に向けて進み、予算が執行され、村民の生活に関わる施策が動き始めるからです。村民が議論の内容を知った時には、すでにその決定に基づいて村政が進んでいるという状況では、主権者である村民が、その時々議会の意思決定の過程を知り、考え、意見を持つ機会が十分に確保されているとはいえません。

ライブ配信であれば本会議当日に、録画配信であっても速やかに公開されれば数日後には、議員の質問、村長・執行部の答弁、そして意思決定に至る過程を確認できます。「その時に見ることのできるライブ配信」と「後から確認できる録画配信」の両方を実現することに大きな意味があります。

文字だけでは伝わらない議論を、映像と音声で

会議録は議会の正式な記録として重要です。しかし、読書が趣味の人でも細かい字は読みづらく、おおむね3か月後に公開される何百ページにも及ぶ文字情報の中から、村民一人ひとりが関心のある議論を探し、一連の質疑や答弁を読み取ることは容易ではありません。また、文字だけでは、発言の抑揚や間、質問に対する答弁の様子など、実際の議場で交わされたやり取りのすべてを伝えることはできません。一方、動画であれば、難しい国会中継議も見ることにはでき、理解できます。議員がどのような趣旨で問い、村長や執行部がどのように答え、議論がどのように展開したのかを、映像と音声を通してより分かりやすく確認できます。

現在、榛東村議会の詳細な議論を知ろうとする村民は、主としてインターネット上で公開される文字の会議録を確認することになります。同じインターネットという情報基盤を利用するのであれば、文字だけでなく映像と音声によって確認できる選択肢も提供されるべきです。

会議録と動画は、どちらか一方を選ぶものではありません。文字で確認したい村民は会議録を読み、映像と音声で確認したい村民は動画を見る。それぞれが自分に合った方法を選択できる環境を整えることが、現在の情報社会における議会の情報提供のあり方であると考えます。

議案書を見ながら議会を見ることのできる環境を

動画配信は、単に議場の様子を映せばよいというものではありません。大切なのは、村民が「今、何について審議しているのか」を理解しながら、その議論を見ることができることです。

本会議では、条例、予算、契約その他さまざまな議案が審議され、議員は議案書等を手元に置いて質疑や討論を行います。公開可能な議案書等については、原則として本会議開催時までにはホームページ等で閲覧できるようにし、村民も議案書を見ながらライブ配信・録画配信を視聴できる環境を整えることを求めます。

議案書と動画を併せて見ることができれば、村民は議決の結果だけでなく、その議案がどのような内容で、何が議論され、なぜその結論になったのかという意思決定の過程を、初めて知ることができるのです。

情報通信技術は、村民に議会を届けるための手段です

ライブ配信等の導入について、「パソコンを持っていない人はどうするのか」「パソコンを使えない人は議員になれないのか」といった議論になることがあります。しかし、本請願は、パソコンやタブレットを使える人だけが議員になるべきだと求めるものでも、誰かを排除することを求めるものでもありません。

議員個人がパソコンを使えるかどうかという問題と、議会という公的機関が情報通信技術を活用して村民に議会の議論を届けることは別の問題です。必要な議員には紙の資料を用意するなど、それぞれに応じた方法を確保することと、議会の映像をインターネットで村民に届けることは両立できます。

また、インターネットを利用しない村民がいることも当然です。従来の方法をなくすのではなく、議場での傍聴や会議録など従来の方法に、ライブ配信・録画配信という新たな選択肢を加えることが重要です。情報通信技術を導入すること自体が目的ではありません。一人でも多くの村民に、議会で何が行われているのかを、より早く、より分かりやすく届けることが住みよい榛東村づくりの要であり原点です。

榛東村でも、リアルタイムで情報が届く議会を

今日では、社会で起きた重要な出来事を、その日のうちに映像で確認することが日常になっています。行政や教育の現場でも情報通信技術は広く利用され、榛東村においてもデジタル機器やインターネットが活用されています。また、村の事業について動画を撮影し、公式な動画配信の仕組みを通じて情報を発信する取組もすでに行われています。

こうした時代と環境の中で、住民の代表機関である議会についても、村民がリアルタイム又は速やかに映像で議論を確認できる仕組みを整えることが求められています。ライブ配信や録画配信には、撮影方法、音声、運用方法、必要に応じた規則の整備など、準備すべき事項があることは理解しています。しかし、それらは「できない理由」ではなく、実現するために何を整える必要があるのかを具体的に検討すべき事項です。既存の情報通信環境や公式動画配信の仕組み等を活用し、実施可能な方法から始め、必要に応じて改善していくべきです。

「3か月後に知る」議会から「その日に見られる」議会へ

3か月後に何百ページもの会議録を読んで初めて議論を知る議会から、議論が行われているその日に見ることができ、見逃しても速やかに映像で確認できる議会へ。それは単なる利便性の向上やIT化ではありません。主権者である村民が、自分たちの村で何が議論され、なぜその判断がなされたのかを、必要な時に知ることのできる環境を整えることです。当然ながら、これらを公共施設で見ることができるとも必須です。主権者である村民の知る権利を大切に、村民から託された信頼と期待に応えるためにも、議会の議論を可能な限り迅速かつ分かりやすく伝える仕組みを整えることを求めます。

考え、調査し、検討するだけでは、議会の映像は村民には届きません。榛東村議会本会議のライブ配信及び録画配信を早急に実現するとともに、公開可能な委員会についても動画配信を進め、実施可能なところから一歩を踏み出すことを強く求めます。

以上